

「ビジネスマッチなら」 檜原ビジネス商談会 規約

第1条 目的

本規約は、「ビジネスマッチなら」 檜原ビジネス商談会（以下、檜原ビジネス商談会という。）における商談会の円滑な実施を図るために以下のとおり定める。

第2条 定義

- 1 本規約において「エントリー」とは、檜原ビジネス商談会に参加し、取引先を探すために登録することをいう。
- 2 本規約において「出展」とは、檜原ビジネス商談会会場に設営する区画（以下「ブース」という。）において、自社のPR又は商品の販売及び商談会に参加（エントリー）することをいう。

第3条 エントリー

- 1 エントリー参加資格は、エントリー及びブース出展企業が有する。
- 2 商談対象、PR内容等により企業の担当部署が異なる場合は、複数のエントリーを可能とする。
- 3 エントリー参加に際し、エントリーシート記入事項（企業情報）は、本事業にエントリーした企業相互のみへ開示する。

但し、担当者名のメールアドレス、携帯電話の情報は開示しない。

- 4 エントリーに伴う費用について

無料

但し、商談調整後に商談の機会が得られた場合には下記の料金を徴収するものとする。

檜原商工会議所・県内商工会・県内商工会議所会員 3,000円（税込）

上記非会員・その他 10,000円（税込）

なお、出展企業については出展料に含む。

企業の事情により商談がキャンセルとなった場合の料金は返金しない。

- 5 エントリーシート記載情報は、檜原ビジネス商談会の運営及び主催者が主催する事業等の案内のみに利用し、エントリー企業の了解を得ることなく他の目的には利用しない。

第4条 商談会

- 1 商談の申込みは、1企業あたり最大5社までとする。なお、複数エントリーの場合でも商談の調整は同様に5社とする。但し、出展者は10社まで可能とする。

また、他のエントリー企業から商談の申込みがあった場合は、上記には含まない。

※早期エントリー制度・定められた期限までにエントリーをすると通常5件のところを最大8件まで商談依頼が可能。

- 2 商談会における商談時間は原則20分とし、商談件数が多数の場合、時間が短くなる場合がある。
- 3 商談会の日時調整は事務局（檜原商工会議所・奈良県商工会連合会）が、ビジネス商談会開催期間中の令和元年10月17日（木）・10月18日（金）の内で一括して行うものとする。
但し、エントリーいただいた事業所が必ず商談できるとは限らず、また事前調整の段階で相手方からの商談辞退等の場合もあることを了承願うものとする。
- 4 商談日程を通知した後の一方的な商談のキャンセルは出来ない。なお、担当者の都合がつかない

場合、代理人の派遣等商談機会の確保をお願いするものとする。

第5条 出展

- 1 出展は、奈良県内の商工会議所、商工会の会員及び奈良県内等の事業所とする。
なお、出展は商談会エントリー資格も含む。
- 2 出展事業者は、実行委員会の審査又は承認を経て決定する。
また、出展申込事業者多数の場合は主催者にて調整するものとする。
なお、申込者から審査内容等について問い合わせがある場合はいかなる場合も公表しない。
- 3 出展内容が本フェアの趣旨に合わないと判断した場合は、出展申し込みをお断りする場合がある。
- 4 出展は、令和元年10月17日（木）・10月18日（金）の2日間の出展とする。
- 5 出展料については以下の通りとする。

檀原商工会議所会員・県内商工会・県内商工会議所会員	20,000円（税込）
上記非会員・その他	50,000円（税込）

出展料には、商談会とビジネス交流会参加費1名様分を含む。
企業の事情により出展がキャンセルとなった場合の出展料の返金はしない。
- 6 ブースにおいて、出展は即売（試食・試飲含む）自社企業、商品のPR、展示、サンプル等の配布を可能とする。※即売は常温のものに限る。
- 7 ブースにおいて、会場に適用される防火及び安全に関わるすべての法令・諸規定を遵守すること。
- 8 ブースの配置位置については使用電力等の考慮が必要なため主催者に一任を願うものとする。
- 9 ブースでの火気及び火気類設備等の火災発生の恐れがある器具、電磁調理器等、熱を発する機材は使用不可とする。
- 10 ブースにおいて異臭、騒音、光などにより、他の出展事業所の妨げや来場者の迷惑になる行為は禁止とする。
- 11 ブースの転貸等について、主催者の承諾なしに、契約ブースの全部または一部を転貸、売買、交換あるいは譲渡することはできない。
- 12 ブース以外（通路や展示会場外等自社展示スペース以外）での展示、宣伝を行うことはできない。
- 13 ブースにおいて、展示物・商品の紛失、盗難、破損、運送事故、参加者の取り扱い不注意など、不可抗力による損害について、いかなる場合も損害賠償を負わないものとする。
- 14 ブースにおいて、会場管理に支障を生じると認めた場合は、展示・相談会等を制限、又は禁止とする。
- 15 ブースでの展示にあたり、産業財産権の侵害、もしくはそのおそれのあるものは一切禁止とする。
- 16 ブースでの展示物の高さはブースの高さ程度とし、著しく高さのあるものの展示はできない。

第6条 その他

- 1 個別の商談内容等本事業をきっかけに発生した当事者間の紛争、あるいは、当事者及び第三者に対して損害を与えた場合は、当該当事者の責任と費用をもって解決するものとし、主催者はいかなる責任も負わないものとする。
- 2 商談等により本事業を通じて参加企業が得る情報等の完全性、正確性、有効性等について、主催者はいかなる保証も行わないものとし、参加企業は責任をもって商談に臨んでいただくことを了承願うものとする。

- 3 参加企業や同企業に所属する個人又は第三者の管理不十分による情報の漏洩、不正使用などから生じた損害について、主催者は一切の責任を負わないものとする。
- 4 特定の企業・団体・個人・他の出展者あるいは出展物を非難・攻撃したり、妨害する展示や行為をすることなく、来場者の安全や会場の秩序を保つこと。なお、支障をきたす恐れのある展示や行為であると主催者が判断した場合、出展者は主催者の要求に従い、その展示もしくは行為を中止していただくものとする。
この場合主催者は、当該出展者に対し展示費用や出展料の保障等いかなる返金、またはその他展示費用負担等の責を負わないものとする。
- 5 参加企業又は第三者が本規約に反した行為、又は不正若しくは違法に本事業を利用することにより主催者に損害を与えた場合、主催者は当該企業又は個人に対して、損害賠償の請求を行う場合があるものとする。
- 6 やむを得ない事情により、会期、開場時間等を変更する場合があるものとする。
- 7 この規約に定めのない事項及び規約において協議が必要な場合は、実行委員会で決定する。

第7条 中止の判断

- 1 台風、地震、洪水等の自然災害（警報等発令）または火災の発生による中止については、開催当日の午前7時に主催者で決定し、出展者等関係者の方に連絡するものとする。
- 2 前項及びやむを得ず開催が中止となった場合、エントリー料、出展料の返金はしない。また、中止となった場合の商品等の損害賠償も負わないものとする。

附則

この規約は、平成26年7月1日より施行する。

この規約は、平成27年4月1日より施行する。

この規約は、平成28年4月1日より施行する。

この規約は、平成29年4月1日より施行する。

この規約は、平成30年4月1日より施行する。

この規約は、平成31年4月1日より施行する。